

中分類 39—その他の製造業

総 説

この中分類には、主として他のいずれの中分類にも分類されない製品の製造に従事する事業所が分類される。その主な製品は、宝石および貴金属製品、楽器、音盤、がん具、運動・体育用品、ペン、鉛筆およびその他の事務および絵画用品、ボタン、可塑物製品およびその他の各種小間物などである。

小分類 細分類
番号 番号

391 貴金属製品製造業（宝石加工を含む）

3911 貴金属製品製造業

主として宝石（模造品を含む）および貴金属細工品（身边につけたり携帯するもので宝石の有無を問わない）の製造に従事する事業所をいう。なお、すず（錫）、アンチモニー製品も本分類に含まれる。

その主な製品は化粧箱、コンパクト、かさ（傘）およびつえ（杖）の装飾用品およびその他の宝石取付細工品などである。ただし、主として貴金属以外の金属、その他の材料から造られた身辺細貨の製造加工に従事する事業所は小分類395〔3951〕に分類される。

○化粧箱製造業（貴金属製品）；コンパクト製造業（貴金属製品）；宝石箱製造業（貴金属製品）；シガレットケース製造業（貴金属製品）；装身具製造業（貴金属製品）；象眼品製造業（貴金属製品）；賞杯製造業（貴金属製品）；貴金属製品製造業；貴金属製ナイフ、フォーク、スプーン製造業；宝石装身具製造業

×装身具製造業（貴金属以外のもの）〔3951〕；身辺細貨（貴金属を除く）製造業〔3951〕

3912 宝石付属品、同材料加工業

主として宝石細工の完成品をつくるために部品（座金、針金、管など）の製造加工に従事する事業所をいう。

主として宝石細工業に従事する事業所は細分類3913に分類される。

3913 宝石細工業

ダイヤモンド、その他の宝石の切断、研磨取付、真じゅ（真珠）のせん孔（穿孔）、器具、工具、時計、クロノメーターなどの宝石の取付および

中分類39—その他の製造業

取付準備など、あらゆる型の宝石（模造品を含む）細工業に従事する事業所をいう。

○宝石切断、研磨（研磨）業；真珠（真珠）穴あけ業

392 楽器、音盤製造業

3921 ピアノ製造業

演奏用の付属品のあるなしにかかわらず、主としてピアノの完成品の製造に従事する事業所をいう。

○ピアノ製造業

3922 オルガン製造業

パイプオルガン、リードオルガン、電気オルガンなど主としてオルガンの製造に従事する事業所をいう。

○オルガン製造業

3923 ハーモニカ製造業

主としてハーモニカの製造に従事する事業所をいう。

○ハーモニカ製造業

3924 音盤製造業

主として蓄音機のレコードおよびレコード原盤を製造する事業所をいう。

○レコード製造業

3929 他に分類されない楽器、楽器部品、同材料製造業

主として他に分類されないあらゆる種類の楽器（ピアノ、オルガン、ハーモニカを除く）およびその部分品ならびに材料の製造に従事する事業所をいう。

○楽器製造業（ピアノ、オルガン、ハーモニカ以外のもの）；楽器部分品製造業；和楽器製造業；管楽器製造業；打楽器製造業

中分類39—その他の製造業

393 がん具, スポーツ用具, 体育用具製造業

3931 娯楽用品, がん具製造業(人形, 児童乗物を除く)

主として大人, 子供用の室内娯楽用具および機械的, 非機械のがん具(玩具)の製造に従事する事業所をいう。

その主なる製品は囲碁, 将棋, かるた, ドラム, 双六, 智恵輪などの室内娯楽用品およびがん具の家具, 車両類などである。

○娯楽用品製造業; がん具(玩具)製造業(人形, 児童乗物以外のもの); 囲碁用品製造業; 将棋(将棋)用品製造業; マージャン(麻雀)製造業; かるた類製造業; 新案がん具製造業; 教材がん具製造業; 風せん製造業; 折紙製造業; 積木製造業; 羽子板製造業; 押絵羽子板製造業; パーティ用品製造業

3932 人形製造業

主として模型以外の人形および人形の部分品, 衣服, 人形に付属する諸道具の製造に従事する事業所をいう。

○人形(木, 紙, 陶器, セルロイド, ゴム, 繊維, プラスティック, その他の材料製)製造業; 人形マスク製造業; 人形付属品{人形髪[3989]を除く}製造業
×マネキン人形製造業[3994]; 人体模型製造業[3994]; 人形髪製造業[3989]

3933 児童乗物製造業

主として車両およびその他の児童用屋外車両および乗物の製造に従事する事業所をいう。

○乳母車製造業; 自転車製造業(児童用のもの); 三輪車(児童用)製造業; スケート(児童用)製造業
×スケート(アイス, ローラー)製造業[3939]

3939 他に分類されないスポーツ用具, 体育用具製造業

主として他に分類されないスポーツおよび体育用具の製造に従事する事業所をいう。

主な製品はゴルフ, テニス, ベースボール, フットボール, バスケットボール, ボクシング, スケート, 玉突などの用具備品および運動場, 体育館備品などである。

ただし, 運動用衣服類の製造に従事する事業所は中分類21[2113]に, くつは使用材料によって中分類21[2155], 28[2821], 29[2941]に分類される。

○スポーツ用品製造業(衣服およびくつを除く); 運動具製造業(衣服およびくつ

中分類39—その他の製造業

を除く); 玉突台, 玉突用品製造業; 体育設備(飛台, ろく木など)製造業; 釣ざお(竿)製造業; 釣針製造業; 空気銃製造業; 猪銃製造業; 狩猟用薬きよう製造業; ゴムボール製造業

×運動衣製造業[2113]; 運動ぐつ製造業{ゴム底布製[2821], 革製[2941], たび(足袋)[2155]}

394 ペン, ペンシル, その他の事務用品, 絵画用品製造業

3941 万年筆, シヤープペンシル, ペン先製造業

主として万年筆, シヤープペンシル, ペン軸, ペン先などおよびその部分品の製造に従事する事業所をいう。

○ペン先, ペン軸製造業; シヤープペンシル製造業; 万年筆製造業; ボールペン製造業; ガラスペン製造業; 鉄筆製造業; 万年筆ペン先製造業

3942 鉛筆製造業

主として鉛筆および鉛筆しん(芯)の製造に従事する事業所をいう。

○鉛筆製造業; 鉛筆しん(芯)製造業; 鉛筆色しん(芯)製造業

×鉛筆軸製造業[2219]

3943 クレヨン製造業

主としてクレヨン, パステルの製造に従事する事業所をいう。

○パステル製造業; クレヨン製造業

3944 絵画用品製造業(鉛筆, クレヨンを除く)

主として毛筆, 画筆, 描画テーブル, 画板, パレット, スケツチボックス, 縮図器, 画家用絵具およびろう(蠟), 描画用イソクおよび下図材料, 焼画用品などの絵画用品の製造に従事する事業所をいう。

製図用機械器具の製造に従事する事業所は中分類34[3489]に分類される。

○油絵具製造業; 画家用筆製造業; パレット製造業; スケツチボックス製造業; カンバス製造業(画家用のもの); 水彩絵具製造業; 毛筆製造業; 画筆製造業; 画布製造業; 画綃製造業; アーチストワックス製造業

×製図用機械器具製造業[3489]

中分類39—その他の製造業

3949 他に分類されない事務用品製造業

主として他に分類されないその他の事務用品の製造に従事する事業所をいう。

○手押スタンプ製造業；焼印製造業；型板製造業；T定規製造業；三角定規（長さ計を除く）製造業

✗そろばん製造業〔3489〕

395 装身具、装飾品、ボタン、関連品製造業（貴金属製を除く）

3951 装身具、装飾品製造業（貴金属製を除く）

貴金属および宝石、模造宝石以外の材料から身辺細貨および装身具の製造に従事する事業所をいう。

○装身具製造業（貴金属、宝石、模造宝石以外のもの）；プラスチック装身具製造業

✗装身具製造業（貴金属、宝石、模造宝石によるもの）〔3911〕

3952 羽毛、羽毛飾、造花製造業

材料のいかんを問わず（ただし、ガラス製は細分類301）造花、造果、葉飾および主に鳥類の羽毛から造られた羽毛および羽毛飾の製造に従事する事業所をいう。

羽毛の調整、染色などを業とする事業所も本分類に含まれる。

○造花製造業；模造食品製造業（ガラス製を除く）；羽根飾製造業；羽毛染色業

3953 ボタン製造業

貴金属および宝石、模造宝石以外の材料から造られたボタンおよびボタンの部分品、ボタン鋳型などの製造に従事する事業所をいう。

○ボタン製造業（貴金属、宝石、模造宝石以外のもの）

3954 針、ピン、ホツク、スナップ、関連品製造業

主としてミシン針、手縫針、ピン、ホツク、ホツク止、スナップ、こはぜなどの製造に従事する事業所をいう。

○針製造業；ミシン針製造業；ホツク製造業；スナップ製造業；こはぜ製造業；安全ピン製造業；クリップ製造業；ファスナー製造業；あみ針製造業；刺しゅう針製造業；蓄音機針製造業

中分類39—その他の製造業

396 他に分類されない可塑物製品製造業

3969 他に分類されない可塑物製品製造業

主として購入原料によつて可塑物第二次製品または他に分類されない可塑物製品の製造に従事する事業所をいう。主として営業上の契約にもとづき可塑物の成型をおこなう事業所も含まれる。

主として可塑物第一次製品(板、棒、管、粒、粉末、液など)の製造をおこなう事業所は中分類26〔2635〕に分類される。ただし購入原料により板、棒、管、粒、液などを製造する事業所は本分類に含まれる。

○プラスチック板、棒、管、粒、フィルム製造業(購入原料によるもの); 合成樹脂製家庭用品(鳳呂敷、テーブルカバー、カーテンなど)製造業(購入原料によるもので縫製のみをおこなう事業所〔21〕を除く); 合成樹脂製ちゆう房(厨房)用品製造業(購入原料によるもの); 合成樹脂製電気絶縁材料部分品製造業; プラスチック製絶縁材料製造業

×合製樹脂製かばんおよび袋物製造業〔2961, 2971〕; 合成樹脂製家具製造業〔2311〕; 合成樹脂製がん具製造業〔3931〕; 合成樹脂製人形製造業〔3932〕; 合成樹脂製マネキンおよび模型製造業〔3994〕; 合成樹脂製身辺細貨製造業〔3951〕; 合成樹脂製ボタン製造業〔3953〕; 合成樹脂製歎車製造業〔3475〕; ビニール衣服身のまわり品縫製業(購入したビニールフィルムまたは請負による加工をおこなうもの)(21)

397 漆器製造業

3971 漆器製造業

主として生地の材料の如何を問わず漆器の製造に従事する事業所をいう。主な製品は漆製の家具、什器、食器、箱、美術品などである。

○家具(漆塗り)製造業; 漆器製造業(せん(膳), わん(椀), はし(箸)など); 小物箱(漆塗り)製造業; 金属漆器製造業; 漆工芸品製造業; 漆器とぎだし業

×家具製造業(漆製を除く)〔2311〕; はし(箸)製造業(木, 竹製)〔2299〕

398—399 他に分類されない製造業

3981 麦わら、パナマ類帽子製造業

主として麦わら、パナマ、経木などの帽子を製造する事業所をいう。

○麦わら帽子製造業; パナマ帽子製造業; 経木帽子製造業

3982 置製造業

主としてい草(蘆草)およびわらで置を製造する事業所をいう。この事

中分類39—その他の製造業

業所の主な製品は畳完成品、畳表、畳床、花むしろ、むしろ、ござなどである。

○畳製造業；畳表製造業；畳表縫織業；畳床製造業；むしろ製造業；花むしろ製造業；ござ製造業；ござ縫織業；薄縁製造業；青むしろ製造業；七島むしろ製造業；着ござ製造業

3983 わら工品製造業（畳、帽子を除く）

主としてわらで網、網、かます、俵、わら細工品などを製造する事業所をいう。わら草履を製造する事業所も本分類に含まれる。

主として畳床を製造する事業所は細分類3982に、わら帽子を製造する事業所は細分類3981に分類される。

○わら工品製造業（畳、帽子を除く）；わらなわ製造業；かます製造業（わらのもの）；俵製造業（わらのもの）；わら草履製造業

✗ハンドバック製造業[2971]；畳床製造業[3982]；わら帽子製造業[3981]

3984 ほうき、ブラシ製造業

家庭用、工業用その他あらゆる種類のほうき（箒）およびブラシの製造に従事する事業所をいう。主な製品は家庭用ほうきおよびブラシ、工業用ブラシ、歯ブラシ、化粧用ブラシなどである。

○ブラシ製造業；竹ほうき（竹箒）製造業；草ほうき（草箒）製造業；くまで製造業；さらさら製造業

3985 コルク加工基礎資材、コルク製品製造業

主としてコルク加工基礎資材およびコルク製品の製造に従事する事業所をいう。主な製品はびんのせん（栓）、絶縁用品、タイルなどである。

○コルクせん（栓）製造業；コルクタイル製造業；生圧捺コルク板製造業；炭化コルク板製造業；コルクカーペット製造業

3986 マツチ製造業

使用材料のいかんを問わず、マツチおよびマツチ小箱、軸の製造に従

中分類39—その他の製造業

事する事業所をいう。

- マツチ小箱製造業；マツチ軸製造業

3987 煙火製造業

あらゆる種類のえん火(煙火)（観賞用、競技用、信号用、がん具用など）の製造に従事する事業所をいう。

- えん火(煙火)製造業；花火製造業

3988 看板、広告、標識機製造業

主として看板、広告および標識機（電気的、機械的なものを含む）の製造に従事する事業所をいう。

ネオンサイン、広告用新案品も本分類に含まれる。

- 広告装置製造業；標識機製造業；ネオンサイン製造業；看板製造業（看板書き業を除く）；アドバルン製造業
- ✗ペンキ屋（看板書きを主とするもの）〔8399〕；看板書き業（単純な加工を施すものを含む）〔8399〕；塗装業（製造業の一工程としておこなうもの）〔大分類F—製造業のそれぞれに分類される〕

3989 かつら製造業

主として人間の毛髪（ただし、動物の毛および纖維などで造る場合も含む）から、かつら類の製造に従事する事業所をいう。

人形の頭髪を作る場合も本分類に含まれる。

- かもじ製造業；かつら製造業；人形髪製造業

3991 洋がさ、同部分品製造業

主として洋がさ(洋傘)およびそのとつ手(把手)その他の部分品、貴金属以外の装飾品の製造に従事する事業所をいう。

- 洋がさ(洋傘)および部分品製造業；洋がさ骨製造業；洋がさ手元製造業
- ✗つえ(杖)および部分品製造業（貴金属製を除く）〔3999〕

中分類39—その他の製造業

3992 和がさ，同部分品製造業

主として和がさ(和傘)およびその部分品の製造に従事する事業所をいう。

- 雨がさ(雨傘)製造業；蛇の目がさ製造業；日がさ製造業；和がさ骨製造業

3993 うちわ，扇子，提燈製造業

主としてうちわ(団扇)，扇子，提燈の製造に従事する事業所をいう。

- 扇子，扇子骨製造業；提燈および部分品製造業；うちわ(団扇)およびうちわ骨製造業

3994 モデル，模型製造業(紙製を除く)

主として各種の材料で作られたモデル，模型の製造に従事する事業所をいう。

主として紙製の模様型を製造する事業所は中分類24 [2499] に，くつ型を製造する事業所は中分類22 [2292] に分類される。

- 模型製造業；人台製造業；マネキン製造業

- ×模様型製造業(紙製のもの) [2499]；くつ型製造業 [2292]

3999 他に分類されないその他の製造業

主として他のいずれにも分類されない各種製品の製造に従事する事業所をいう。

- 押絵製造業；くつ中敷物製造業；つえ(杖)製造業；幻灯スライド製造業；懷炉製造業；救命具製造業；事務用のり製造業；雑工業用のり製造業；墨製造業；しゅ肉(朱肉)製造業；獸毛整理業(羊毛および羊毛類似の毛を除く)；宝石箱製造業(貴金属製を除く)；小物箱製造業；パールエッセンス製造業；産業用保安装置製造業；かいろう灰製造業；たどん製造業；真じゅ核製造業；毛皮製造業；手まき式蓄音機製造業

- ×微粉炭製造業[2769]；くつひも製造業(革製) [2931]；くつひも製造業(織維製) [2074または2199]